

大阪狭山市勤労者互助会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、大阪狭山市勤労者互助会規約（平成6年8月1日制定。以下「規約」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 規約第5条第2項に規定する「互助会において適當と認める者」とは、団体加入する事業所の事業主、役員及び家族従業員をいう。

2 規約第6条第1項に規定する「互助会において必要があると認める場合」とは、次の各号に掲げる場合をいう。

- (1) 大阪狭山市内の居住者で、市内の団体加入しない事業所に勤務する従業員が互助会に加入しようとする場合
- (2) 大阪狭山市内の居住者で、市外の事業所に勤務する従業員が互助会に加入しようとする場合

3 規約第6条第2項に規定する「互助会において別に定める者」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 期間を定めて雇用されている者
- (2) 季節的に雇用されている者
- (3) 試用期間中の者
- (4) 休職中の者
- (5) 非常勤の者

(加入手続)

第3条 互助会に加入しようとする者は、次の各号に掲げる書類を添えて申込みをし、会長の承諾を得なければならない。

- (1) 加入申込書（様式第1号）
- (2) 事業所カード（様式第2号）
- (3) 会員カード（様式第3号）
- (4) 会員名簿（様式4号）
- (5) その他関係書類

(加入承諾)

第4条 会長は、前条の加入申込みを承諾したときは、次の各号に掲げる書類を申込者に交付するものとする。

- (1) 加入承諾書（様式第5号）
- (2) 会員証（様式第6号）
- (3) その他関係書類

(会費の納入)

第5条 規約第8条第1項に規定する会費は、4月、7月、10月及び1月の各月の10日（10日が休日のときはその翌日）までに、当該納入月以後3箇月分を振込通知書（様式第7号）により、互助会が別に指定する金融機関に納入しなければならない。ただし、特別な事情がある場合は、互助会窓口において納入することができる。

- 2 各四半期の中間において新たに加入する者の会費については、会長が別に指定する期日までに加入する日の属する当該期分の相当額を納入するものとする。
- 3 会費の納入は、第1項の規定にかかわらず、四半期分のうち、二期分、三期分又は全期分を一括し、納入することができる。

(会員の退会届)

第6条 会員は、互助会を退会しようとするときは、退会申出書（様式第8号）に会員証を添えて会長に提出しなければならない。ただし、事業所単位で退会しようとするときは、退会申出書に当該事業所の会員の過半数の退会同意書（様式第9号）及び会員証を添えて、会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の退会を承諾したときは、退会承諾書（様式第10号）を届出者に交付するものとする。

(会員の異動届)

第7条 団体加入において、事業主が新規採用等による従業員を新たに会員として追加しようとするときは、会員異動届（様式第11号）に会員カードを添えて、会長に届け出なければならない。

- 2 会長は、前項の会員の追加を承諾したときは、加入承諾書及び会員証を交付するものとする。
- 3 団体加入において、事業主は従業員が退職等により会員の資格を喪失したときは、直ちに会員異動届に会員証を添えて、会長に届け出なければならない。
- 4 会長は、前項の会員の資格喪失届を承諾したときは、退会承諾書を交付するものとする。
- 5 個人で加入した会員の退職等による互助会の退会手続きは、前2項の規定を準用する。

(変更事項届)

第8条 会員は、次の各号のいずれかに該当する事項に変更が生じたときは、速やかに変更事項届（様式第12号）により会長に届け出なければならない。

- (1) 事業所の事業所名、代表者名、所在地、電話番号及び事務取扱担当者
- (2) 会員の氏名、住所、家族及び電話番号
- (3) その他必要な事項

(給付)

第9条 互助会は、共済給付事業として共済金の給付を別に定めるところにより行う。

(福利厚生)

第10条 互助会は、福利厚生事業として次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) レクリエーション事業
- (2) 文化・教養に関する事業
- (3) 保健・体育に関する事業
- (4) その他必要な事業

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成6年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。